

人材確保等支援助成金

建設労働者技能実習コース

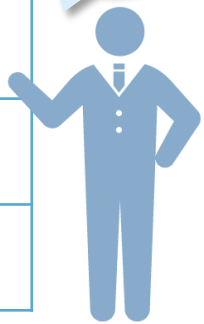
建設労働者の雇用の改善や職業訓練などを実施する
中小建設事業主や中小建設事業主団体にたいして、
経費や賃金の一部を助成する制度です。

助成額

賃金助成		通常	生産要件達成
中小建設事業主 (被保険者数20人 以下)	システム登録者	9,405円 人・日	11,405円 人・日
	システム登録者 以外	8,550円 人・日	10,550円 人・日
中小建設事業主 (被保険者数21人 以上)	システム登録者	8,360円 人・日	10,101円 人・日
	システム登録者 以外	7,600円 人・日	9,350円 人・日

経費助成		通常
中小建設事業主 (被保険者数20人以下)		3/4
中小建設事業主 (被保険者数21人 以上)	35歳未満の労働者	7/10
	35歳以上の労働者	9/20
中小建設事業主以外の建設事業主が 自らが雇用する女性建設労働者に 技能実習を行う場合		3/5

1つの技能実習
について、
1人あたり
10万円を限度
とします。



モデルケース

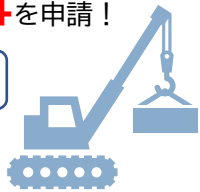
賃金申請

建設業従業員5名を4月1日から3日間技能講習を受講

5名3日分の賃金経費を **3/4** を申請！

7,600円×延べ15日分

114,000円 申請！



経費申請

(講習料30,000円+教材費30,000円)×5名×3/4

225,000円 申請！

たとえばこんな教育訓練があります！

アーク溶接、ローラー運転、クレーン
運転、玉掛け、堀削等作業主任者技能
講習、ガス溶接技能講習、車両系建設
機械運転技能講習 等

※OJTや営業活動の一環として行う技能
実習は対象になりません。

平成30年11月より
フルハーネス講習も対象になりました！！